審查基準整理票

処分名	フロン類回収業者の氏名等の変更の登録				
1 根拠法令名	使用済自動車の再資源化等に関する (条項)		(条項)	第 57 条第 1 項	
	法律(平成 14 年法律第 87 号)				
基準法令名	使用済自動車の再資源化	公等に関する ((条項)	第 57 条第 2 項	
	法律				
	使用済自動車の再資源化等に関する			第 51 条	
	法律施行規則(平成 14 年経済産業省・				
	環境省令第7号)				
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課				
標準処理期間	7 日	法定処理期間	j		
【審査基準】・文書の名称【					
・掲載図書等【]
• 1	・内容 □全部記載 ■一部・項目のみ記載				

届出に係る事項が法第56条第1項第6号若しくは第7号に該当する場合又は同項の主務 省令で定める基準に適合しなくなった場合は、変更の登録を行わない。

参考

【根拠法令等】

使用済自動車の再資源化等に関する法律

(変更の届出)

第57条

フロン類回収業者は、第54条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で 定める軽微な変更については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条 第1項第6号若しくは第7号に該当する場合又は同項の主務省令で定める基準に適合しな くなった場合を除き、その届出があった事項のうち第55条第1項第1号に掲げる事項をフ ロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

(フロン類回収業者の登録の基準)

第51条

法第56条第1項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- 二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類 に対応するものであること。